



平成 27 年 7 月 23 日

各 位

会社名 飯 野 海 運 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 関 根 知 之
(コード番号 9119 東京第一部、福岡)
問合せ先 執行役員 総務・企画部長 古澤 宏
(TEL : 03-6273-3059)

新株予約権に係る発行登録に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 4 月 30 日開催の当社取締役会において、「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針」（以下、「本方針」といいます。）を導入する決議を行い、同年 6 月 26 日開催の当社第 122 期定時株主総会において、本方針の導入について株主の皆様のご承認をいただき、本方針を導入いたしました。これに伴い、同年 7 月 26 日付で新株予約権の発行登録を行いました。

この度、当該発行登録の発行予定期間（平成 25 年 8 月 3 日から平成 27 年 8 月 2 日）が満了するため、当社は、本日開催の当社取締役会において、改めて新株予約権の発行登録を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 募集有価証券の種類： 新株予約権証券
2. 発行予定期間： 発行登録の効力発生予定日から 1 年を経過する日まで
(平成 27 年 8 月 3 日から平成 28 年 8 月 2 日)
3. 募集方法： 新株予約権無償割当て
4. 発行予定額： 220,000,000 円
(上記は、新株予約権証券の発行価額の総額 (0 円) に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額)

本方針は、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益の確保又は向上を目的としており、当社の株券等に対して大規模買付行為を行う者に対して、本方針に定める手続を遵守することを求めるものです。

当社取締役会は、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合等には、本方針に基づき対抗措置を発動することがあります。本発行登録は、対抗措置を発動するに当たり、機動的に新株予約権の無償割当てを実施することを可能にするものです。

なお、本方針の詳細につきましては、平成 25 年 4 月 30 日付当社プレスリリース「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続について」(<http://www.iino.co.jp/kaiun/docs/20130430-4.pdf>) 及び平成 26 年 6 月 26 日付当社プレスリ

リース「買収防衛策に基づく特別委員会の委員の一部交代に関するお知らせ」
(<http://www.iino.co.jp/kaiun/docs/20140626-3.pdf>) をご覧ください。

以 上